

(地Ⅲ205F)

平成21年12月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」の改定について及び平成21年度第二次補正予算案における新型インフルエンザ対策経費について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、政府のインフルエンザ対策本部において、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」が改定され、別添のとおり公表されました。改定の中身と背景は、下記のとおりです。

①健康成人への接種

接種回数の見直しにより、健康成人への接種の見通しが立ったことなどから、健康成人への接種を進めることとした。

②低所得者に対する費用軽減措置

これにより、低所得者に対する費用軽減措置について、健康成人を含む全ての低所得者に対して費用軽減措置を講じることとした。（平成21年度第二次補正予算案に予算計上されている。）

③その他

確保するワクチンの量の単位について、人数換算（万人分）から成人量換算の回数分（万回分）への変更 など

また、併せて、平成21年度厚生労働省第二次補正予算案が閣議決定されたことに伴い、同省新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛に、平成21年度第二次補正予算案における新型インフルエンザ対策経費について事務連絡がなされました。

本予算案では、「新型インフルエンザワクチン接種費用の助成」として、優先接種者以外の低所得の方を含めて費用軽減措置のために必要な額が計上されるとともに、「医療機関における設備整備」として、入院医療機関における人工呼吸器、個人防護具（PPE）及び簡易陰圧装置、外来における院内感染防止のための設備の整備に対する補助に必要な額が計上される等としております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

プレス資料配付

「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」の改定について

平成21年12月15日

新型インフルエンザ対策本部事務局

新型インフルエンザ対策本部（本部長は内閣総理大臣、全閣僚で構成）は、12月15日付けで「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」（平成21年10月1日対策本部決定）を全閣僚の了承により改定いたしました。

改定の中身と背景

① 健康成人への接種

接種回数の見直しにより、健康成人への接種の見通しが立ったことなどから、健康成人への接種を進めることとしました。

② 低所得者に対する費用軽減措置

これにより、低所得者に対する費用軽減措置について、健康成人を含む全ての低所得者に対して費用軽減措置を講じることとしました。

（平成21年度第二次補正予算案に予算計上されております。）

③ その他

確保するワクチンの量の単位について、人数換算（万人分）から成人量換算の回数分（万回分）への変更 など

（本発表資料の問合せ先）

内閣官房新型インフルエンザ等対策室（新型インフルエンザ対策本部事務局）

担当：諸岡（参事官）、浅沼（企画官）、三好（参事官補佐）

電話：03-5253-2111（内85433、85435）

03-6910-0208（直通）

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針

1. 目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする。

2. 各事業実施主体の役割

- (1) 国は、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「ワクチン」という。）の生産量に限りがある中で、臨時応急的かつ一元的にワクチンを確保するとともに、接種の優先順位を設定する。また、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、希望者に対してワクチンの接種を実施する。このように、今回の事業は、地方自治体との役割分担のもと、国が主体となって行うものである。
- (2) 都道府県は、国が示す標準的な実施時期等を参酌し、具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫状況等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。
- (3) 市町村は、ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保するとともに、住民に対し、接種時期、受託医療機関等を周知する。また、ワクチン接種に係る費用負担について、国及び都道府県による財政支援のもと、必要に応じ低所得者の負担軽減措置を講じる。
- (4) 受託医療機関は、国と委託契約を締結し、窓口で対象者の確認を行い、優先順位に従って希望者に対してワクチンを接種するとともに、市町村及び都道府県を通じて、必要な報告を行う。

3. 優先的に接種する対象者

- (1) 当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、
 - ① インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊

員を含む)

- ② 妊婦及び基礎疾患を有する者（この中でも、1歳～小学校低学年に相当する年齢の者の接種を優先）
- ③ 1歳～小学校低学年に相当する年齢の者
- ④ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等

の順に優先的に接種を行う開始する。

(2) さらに、小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種する。

(3) ~~なお、優先的に接種する者以外の者に対する接種については、優先的に接種する者への接種事業の状況等を踏まえ、接種を進める対応することとする。~~

4. ワクチンの確保

(1) 今後の感染の拡大やウイルスの変異等の可能性を踏まえると、上記の優先的に接種する者以外における重症例の発生があり得るため、健康危機管理の観点から、国内産に加えて、海外企業から緊急に輸入することを決定し、ワクチンを確保する。

(2) 国は、3. の接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、今年度末までに、国内産ワクチン5,400万回分（成人量換算）~~2,700万人分程度~~を確保するとともに、海外企業から9,900万回分（成人量換算）~~5,000万人分程度~~を輸入することとし、既存の新型インフルエンザ対策予算を活用した上で予備費を使用し、これらのワクチンを購入する。

(3) 輸入ワクチンの確保のため、今回の輸入ワクチンの使用等に伴い生じる健康被害等に関して製造販売業者に生じた損失等について、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき国が補償できることとする~~ことができるよう、速やかに立法措置を講じる。~~

5. 接種の実施

(1) 国は、受託医療機関との間で、予防接種に関する委託契約を締結する。

- (2) 受託医療機関は、国との委託契約に基づき、卸売業者からワクチンを購入し、優先接種順位に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、原則として予約制により接種を実施する。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、地域の実情に応じて、受託医療機関に要請し、保健センター、保健所等を活用して接種の機会を確保する。

6. 費用負担

- (1) 今回のワクチンの接種については、その目的に照らし、国は、予防接種法の定期接種に準じて、受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、実費相当額（ワクチン代、輸送費及び接種に要する費用。原則として全国一律の額）を徴収する。
- (2) ~~優先的に接種する者のうち~~低所得者の費用負担については、予防接種法の定期接種に準じて、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を助成する措置を講じる。その際、当該措置に要する財源の1/2を国が、1/4を都道府県が補助する。

7. ワクチンの安全性及び有効性の確保と健康被害の救済

- (1) 今回、接種に用いようとするワクチンについては、今回の新型インフルエンザに対して初めて製造されたものであり、安全性や有効性に関しては十分に検証されていないことから、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供する。
- (2) ワクチンによる重篤な副反応について、受託医療機関等からの報告など国が迅速に情報を把握するとともに、当該情報を専門家により評価する仕組みを構築し、速やかに対応する。
- (3) 今回のワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合の救済については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する

特別措置法に基づき、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置に準じてを踏まえて必要な救済措置を講じることができるよう検討を行い、速やかに立法措置を講じる。

8. 広報

- (1) 国は、接種事業の趣旨、内容、ワクチンの安全性や有効性に関する知見等について周知する。
- (2) 都道府県は、新型インフルエンザについて既に設置している相談窓口等の充実を図る。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、住民に対し、接種が受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

9. 今後の検討等

- (1) 今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、今後、新たな知見等が得られた段階で、適宜、これを見直していくものとする。
- (2) 国は、今回の臨時応急の対策を踏まえ、新型インフルエンザの予防接種の位置づけ等について専門的見地から検討を行い、その結果に基づき、必要に応じ立法措置を講ずる。
- (3) 国は、今後、国産ワクチンによりインフルエンザワクチンの供給が確保されるよう、国内生産体制の充実等を図るものとする。

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針

1. 目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする。

2. 各事業実施主体の役割

- (1) 国は、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「ワクチン」という。）の生産量に限りがある中で、臨時応急的かつ一元的にワクチンを確保するとともに、接種の優先順位を設定する。また、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、希望者に対してワクチンの接種を実施する。このように、今回の事業は、地方自治体との役割分担のもと、国が主体となって行うものである。
- (2) 都道府県は、国が示す標準的な実施時期等を参酌し、具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫状況等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。
- (3) 市町村は、ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保するとともに、住民に対し、接種時期、受託医療機関等を周知する。また、ワクチン接種に係る費用負担について、国及び都道府県による財政支援のもと、必要に応じ低所得者の負担軽減措置を講じる。
- (4) 受託医療機関は、国と委託契約を締結し、窓口で対象者の確認を行い、優先順位に従って希望者に対してワクチンを接種するとともに、市町村及び都道府県を通じて、必要な報告を行う。

3. 優先的に接種する対象者

- (1) 当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、
- ① インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）
 - ② 妊婦及び基礎疾患を有する者（この中でも、1歳～小学校低学年に相当する年齢の者の接種を優先）
 - ③ 1歳～小学校低学年に相当する年齢の者
 - ④ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- の順に優先的に接種を行う。
- (2) さらに、小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種する。
- (3) 優先的に接種する者以外の者に対する接種については、優先的に接種する者への接種事業の状況等を踏まえ、接種を進める。

4. ワクチンの確保

- (1) 今後の感染の拡大やウイルスの変異等の可能性を踏まえると、上記の優先的に接種する者以外における重症例の発生があり得るため、健康危機管理の観点から、国内産に加えて、海外企業から緊急に輸入することを決定し、ワクチンを確保する。
- (2) 国は、3. の接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、今年度末までに、国内産ワクチン5,400万回分（成人量換算）程度を確保するとともに、海外企業から9,900万回分（成人量換算）程度を輸入することとし、既存の新型インフルエンザ対策予算を活用した上で予備費を使用し、これらのワクチンを購入する。
- (3) 輸入ワクチンの確保のため、今回の輸入ワクチンの使用等に伴い生じる健康被害等に関して製造販売業者に生じた損失等について、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき、国が補償できることとする。

5. 接種の実施

- (1) 国は、受託医療機関との間で、予防接種に関する委託契約を締結する。
- (2) 受託医療機関は、国との委託契約に基づき、卸売業者からワクチンを購入し、優先接種順位に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、原則として予約制により接種を実施する。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、地域の実情に応じて、受託医療機関に要請し、保健センター、保健所等を活用して接種の機会を確保する。

6. 費用負担

- (1) 今回のワクチンの接種については、その目的に照らし、国は、予防接種法の定期接種に準じて、受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、実費相当額（ワクチン代、輸送費及び接種に要する費用。原則として全国一律の額）を徴収する。
- (2) 低所得者の費用負担については、予防接種法の定期接種に準じて、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を助成する措置を講じる。その際、当該措置に要する財源の1/2を国が、1/4を都道府県が補助する。

7. ワクチンの安全性及び有効性の確保と健康被害の救済

- (1) 今回、接種に用いようとするワクチンについては、今回の新型インフルエンザに対して初めて製造されたものであり、安全性や有効性に関しては十分に検証されていないことから、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供する。
- (2) ワクチンによる重篤な副反応について、受託医療機関等からの報告など国が迅速に情報を把握するとともに、当該情報を専門家により評価する仕組みを構築し、速やかに対応する。

- (3) 今回のワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合の救済については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置に準じて必要な救済措置を講じる。

8. 広報

- (1) 国は、接種事業の趣旨、内容、ワクチンの安全性や有効性に関する知見等について周知する。
- (2) 都道府県は、新型インフルエンザについて既に設置している相談窓口等の充実を図る。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、住民に対し、接種が受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

9. 今後の検討等

- (1) 今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、今後、新たな知見等が得られた段階で、適宜、これを見直していくものとする。
- (2) 国は、今回の臨時応急の対策を踏まえ、新型インフルエンザの予防接種の位置づけ等について専門的見地から検討を行い、その結果に基づき、必要に応じ立法措置を講ずる。
- (3) 国は、今後、国産ワクチンによりインフルエンザワクチンの供給が確保されるよう、国内生産体制の充実等を図るものとする。

平成21年12月15日
事務連絡

各都道府県新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

平成21年度第2次補正予算案における
新型インフルエンザ対策経費について

標記については、本日閣議決定されたところですが、その概要は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

なお、優先接種対象者以外の方に対する接種開始時期等の接種の進め方については、輸入ワクチンの状況等を踏まえ、来年1月を目途にお知らせすることとしているので、ご承知おき願います。

記

1 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

新型インフルエンザワクチンの接種については、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、優先接種対象者に対する接種を進めてきたところであるが、優先接種対象者以外の方に対するワクチン接種について、

- ・ 新型インフルエンザによる死亡者が健康成人の方にも発生していること
- ・ 接種回数の見直し等により、年度内に、優先接種対象者以外の方についても、接種を開始する見通しが立ったこと

などから、今後、速やかに接種の機会を確保することが必要な状況となったところ。

その際に、低所得の方の費用負担については、優先接種対象者と同様に、予防接種法の定期接種に準じて、軽減措置を講じることが適当であることから、今般の補正予算案において、優先接種者以外の低所得の方を含めて費用

軽減措置のために必要な額を計上した。

- ・ 新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金 20,720百万円

(参 考)

ワクチン接種費用負担軽減措置の所要額

国：420億円、 都道府県：210億円、 市町村：210億円

なお、既に、優先接種対象者に係る低所得者減免措置の一部について予備費（213億円）で実施していることから、今回の補正予算には207億円を計上。

2 医療機関における設備整備

新型インフルエンザ患者への対応に必要な医療機器等の整備など、地方自治体の医療提供体制を整備するため、入院医療機関における人工呼吸器、個人防護具（PPE）及び簡易陰圧装置、外来における院内感染防止のための設備の整備に対する補助に必要な額を計上した。

- ・ 保健衛生施設等設備整備費補助金 1,604百万円

3 国産ワクチン生産能力向上

全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築するため、平成21年第1号補正予算においては、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金を措置したところ。

この基金の経費の一部について、今回の新型インフルエンザワクチン購入経費として流用したところであるが、当該流用した経費について、今後の事業に支障をきたさないよう、今回の第2次補正予算案において、950億円を計上した。

- ・ 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金

95,000百万円



平成21年度厚生労働省第二次補正予算（案）の概要

計：5,684億円

[一般会計：5,699億円 特別会計：▲15億円]

■緊急経済対策関連■

1兆2,906億円

[一般会計：1兆2,825億円 特別会計：81億円]

第1 雇用

5,984億円

<緊急対応>

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 雇用調整助成金の要件緩和 | 78億円 |
| 2 貧困・困窮者支援の強化 | 703億円 |
| 3 新卒者支援の強化 | 2億円 |
| 4 緊急雇用創造の拡充 | 1,500億円 |
| 5 保育サービスの拡充等女性の就労支援 | 200億円 |

<成長戦略への布石>

- | | |
|------------------|---------|
| 6 雇用・生活保障システムの確立 | 3,500億円 |
|------------------|---------|

第2 景気

8億円

<金融対策>

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 セーフティネット貸付等の延長・拡充 | 2億円 |
| 2 デフレ下の実質金利高への対応策 | 6億円 |

第3 生活の安心確保

6,914億円

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等 | 5,736億円 |
| 2 新型インフルエンザ対策の強化 | 1,173億円 |
| 3 災害復旧等 | 5億円 |

■その他経費の追加■

127億円

[一般会計：127億円]

[子ども手当の円滑な実施（システム経費123億円）等による追加を計上]

■予算額の減額補正■

▲7,348億円

[一般会計：▲7,253億円 特別会計：▲96億円]

[平成20年度決算不用の反映、平成21年度第一次補正予算の執行停止予算額に対する交付申請見込みの減等による修正減少]

緊急経済対策関連

第1 雇用

5,984億円

<緊急対応>

1 雇用調整助成金の要件緩和

78億円

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を平成21年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和 78億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5（大企業2/3）の助成（解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せ）を行うとともに、「生産量要件」について、現行要件(*)に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とする。

(*)生産量、売上高等の生産指標の最近3ヶ月の月平均値がその直前の3ヶ月又は前年同期に比べ原則5%以上減少している事業主。

2 貧困・困窮者支援の強化

703億円

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援（「第2のセーフティネット」）の確立 703億円

①ハローワークのワンストップ相談機能の充実 2.7億円

ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」を263名配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス（総合相談と実施機関への的確な誘導）を実施する。

②「住まい対策」の拡充 700億円

「住宅手当」や、空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充するとともに、生活保護受給者を対象とする就労支援員を2,500名増員、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を1,250名増員する等により、生活・就労支援を強化する。

3 新卒者支援の強化

2. 5 億円

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援体制の強化

①「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 2. 5 億円

就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に310名増員（618名→928名）し、未内定の新規学校卒業者等に対する担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。

○未就職卒業者の就職支援の強化

①新卒者体験雇用事業の創設（制度要求）

未就職卒業者を対象に1か月間の体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、希望職種を選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。（体験雇用を受け入れた事業主に対して新卒者体験雇用奨励金（仮称）を支給（月8万円））

②「重点分野雇用創造事業（仮称）」の活用（1, 500億円の内数）

「重点分野雇用創造事業（仮称）」（後述）における未就職卒業者の雇用へ配慮する。

4 緊急雇用創造の拡充

1, 500 億円

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○「重点分野雇用創造事業（仮称）」の創設 1, 500 億円

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○その他

①建設業新分野教育訓練助成金（仮称） 2 百万円

中小建設事業主が、建設労働者の雇用を維持しながら、グリーン雇用等（農林、観光、介護など）建設業以外の事業に従事するために必要な教育訓練（OJTを除く。）を実施した場合、その実施経費の2/3を助成する。

また、当該教育訓練を行った期間に支払った賃金について、1人あたり日額7,000円を上限として助成する（60日間を限度）。

②建設業離職者雇用開発助成金（仮称）（制度要求）

事業主が45歳以上60歳未満の建設業離職者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する者として雇い入れた場合に90万円（大企業50万円）を支給する。

5 保育サービスの拡充等女性の就労支援

200億円

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

200億円

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

（参考）補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

- a の場合：国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4
- b の場合：国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員（受け入れ）枠も含めて合算できることとする。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

28百万円

いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」を設置する。（全国47名）

<成長戦略への布石>

6 雇用・生活保障システムの確立

3,500億円

○雇用保険制度の機能強化

3,500億円

- ・非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
- ・平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則（25%）に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

＜金融対策＞

1 セーフティネット貸付等の延長・拡充 **1. 6 億円**

日本政策金融公庫の生活衛生セーフティネット貸付等の延長・拡充により、生活衛生関係業者への円滑な資金供給を行う。

＜具体的な措置＞

- 日本政策金融公庫の金利引下げ措置等の継続・強化 **1. 6 億円**
 - ・雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
 - ・売上減少対応の金利引下げの継続 等

2 デフレ下の実質金利高への対応策 **6. 3 億円**

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

＜具体的な措置＞

- デフレに伴う実質金利高の軽減制度 **6. 3 億円**

デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う生活衛生関係業者に対し、日本政策金融公庫からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを指示

1 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等 5, 736 億円

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

<具体的な措置>

- 現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続 2, 902 億円
 - ①70歳から74歳までの患者負担割合の引上げ（1割→2割）の凍結
 - ②被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続（均等割9割軽減）
 - ③所得の低い方の保険料軽減の継続（均等割9割、8.5割、所得割5割軽減）
- 生活保護による生活支援 1, 286 億円
生活保護について、平成21年度中に必要となる追加財政措置を講じる。
- 医療保険による生活支援 1, 548 億円
医療保険について、平成21年度中に必要となる追加財政措置を講じる。

2 新型インフルエンザ対策の強化 1, 173 億円

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

<具体的な措置>

- 新型インフルエンザ対策の強化 1, 173 億円
 - ①国産ワクチン生産能力向上 950 億円
細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。
 - ②新型インフルエンザワクチン接種費用の助成 207 億円
低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。
 - ③医療機関における設備整備 16 億円
新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。

3 災害復旧等 4. 6 億円

平成21年度に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

そ の 他 経 費 の 追 加 等

子ども手当の円滑な実施（システム経費）

123億円

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。